

非課税期間終了時における お手続きのご案内



2014年に一般NISA口座で購入した株式投資信託の非課税期間が2018年末で終了します。本年末までに、翌年新たに設定される非課税枠に移管するお手続きを行えば、非課税期間が5年間延長されます。2019年の非課税枠で新規購入予定がなければ、ロールオーバーをお勧めします。

ロールオーバーとは、一般NISA口座で保有する株式投資信託の5年の非課税期間が終了する際に、翌年新たに設定される非課税枠に移管し、非課税期間を5年間延長させることです。ロールオーバーは非課税期間終了時の選択肢の1つです。5年の非課税期間が終了した場合、その非課税枠に受け入れられている株式投資信託には、次の①～③いずれかの選択肢があります。

- ① 売却する
- ② 課税口座（特定口座または一般口座）に移管する
- ③ 翌年新たに設定される非課税枠に移管する（ロールオーバーする）

① 売却

西暦（年）	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
2014	100万円	非課税期間 5年									
2015		100万円									
2016			120万円								
2017				120万円							
2018					120万円						
2019						120万円	非課税期間 5年				

② 課税口座（特定口座／一般口座）

③ ロールオーバー

① 売却	非課税期間中または非課税期間終了時に売却する方法です。売却益は課税されません。
② 課税口座に移管	非課税期間終了時に課税口座（特定口座または一般口座）に移管する方法です。移管時の時価が課税口座における取得価額となり、普通分配金や売却益は課税の対象となります。 お客さまが2018年末までに何もお手続きをされない場合は、法令により特定口座に移管されます。 ※特定口座を開設していないお客さまは、一般口座への移管となり、売却時に確定申告が必要になります。
③ ロールオーバー	翌年、新たに設定される非課税枠へ移管する方法です。ロールオーバーは移管時の時価分、非課税枠を使用したこととなります。ただし、非課税期間終了に伴うロールオーバーの場合、移管時の時価が120万円を超えていても、全額移管できます。

●**ロールオーバーをするにはお手続きが必要です。**

当行からお渡する「非課税口座内上場株式等移管依頼書」をご提出ください。このお手続きは非課税期間が終了する前に行っていただく必要があり、当行では2018年12月21日(金)を締め切りとさせていただきます。

＜追加手続きが必要な場合＞

- ・現在つみたてNISAをご利用中のお客さま
⇒**本年中に一般NISAに戻すお手続きが必要です。**
- ・当行にマイナンバーをお知らせしていないため、2018年の非課税枠がないお客さま
⇒**マイナンバーを提出していただき、新たに非課税枠を設定するお手続きが必要です。**
- ・現在、他の金融機関でNISAをご利用中のお客さま
⇒**本年中に当行にNISA口座に戻すお手続きが必要です。**

※上記の状態のままではロールオーバーができないため、課税口座（特定口座または一般口座）に移管されます。

●**ロールオーバーは翌年の非課税枠を使用します。**

2014年に時価100万円で購入した株式投資信託が2018年末も時価100万円だった場合、ロールオーバーすると2019年の非課税枠を移管時の時価100万円分使用したことになります。2019年の非課税枠は120万円のため、2019年中に新規に投資できる額は20万円となります。

ロールオーバーする場合、翌年の非課税枠を使用したことになります。翌年、NISAの非課税枠を使って、新規に株式投資信託の購入を考えている場合は、ご注意ください。

★非課税期間終了に伴うロールオーバーは移管する時の時価が120万円を超えていても、翌年の非課税枠へ全額移管ができます。その場合、非課税枠を使い切ることになりますので、新規の投資はできません。

《お客さまに必要となるお手続き》

お客さまの選択肢	移管時の価額	お客さまに必要となるお手続き
一般NISA口座内でのロールオーバー	2018年 12月28日 の基準価額	2018年12月21日(金)までに、 「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を当行にご提出ください。
特定口座への移管		特段のお手続きは不要です。 「非課税口座内上場株式等移管依頼書」及び「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出が無かった場合、非課税期間終了時に、特定口座（特定口座をお持ちでない場合は、一般口座）に移管されます。
一般口座への移管		特定口座をお持ちでないお客さまは、特段のお手続きは不要です。 ※ 特定口座をお持ちのお客さまが一般口座への移管を希望される場合、お取引店までお問い合わせのうえ、「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」をご提出ください。

以上

- NISA口座に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
- 今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。
- 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 具体的な税法上の取り扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

2018年10月23日現在

＜お問い合わせ先＞

京葉銀行 お取引店
受付時間：月～金 9：00～17：00
（土・日・祝日および12月31日～1月3日は除きます）

商号：株式会社京葉銀行
登録金融機関：関東財務局長（登金）第56号
加入協会：日本証券業協会